

○選定条件

下請グループ		元請グループ①		元請グループ②
<見積・請負代金>		<見積・請負代金>		Q1～Q2の回答をクロス集計
Q15 元請負人への見積や請負代金の決定方法について	A2,3 下請負人が見積書を交付するが（または交付の有無によらず）、元請負人が単独で決定	Q13_2 発注者から一方的に請負代金や単価が設定されたことはあるか	A1 発注者（施主）から一方的に請負代金の額や単価が設定されたことがある	
Q16 元請負人との価格交渉における当初見積書と最終見積書の平均的な差額	A2,4 当初見積書の請負代金額に比べ最終見積書の請負代金額の方が1割以上低い	Q13_5 資材価格の高騰等の状況変化により価格交渉を行った際の発注者の対応について	A3 資材等価格高騰を考慮した見積書を交付した際の対応（算出根拠が不明または不当に低い）☒	
Q17_2 労務費の内訳を明示した見積書を交付した際の元請負人の対応について	A3 内訳で明示した労務費の一部のみ減額して支払われる契約となった	Q13_9 発注者との取引で当初見積書と最終見積書とで、乖離の最も大きい工事について	A 当初と最終見積の（労務費の）乖離が1割以上あったと具体金額や工事を回答した社	
Q17_3 元請負人に提出した最終見積書の労務費について、当初見積書との平均的な差額	A2～4 当初見積書に記載した労務費の見積額と比較して平均的に1割以上低い	<工期>		
Q19_1 賃金の変動に基づく元請負人との変更交渉の結果	A2,3 設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づく代金の変更交渉の状況（不承諾・受入不可）	Q13_4 発注者は平均的にどの程度の工期を設定しているか	A4 設定された工期は他の類似工期と比較して（かなり）短い	
Q21_2 資材等価格の高騰を考慮した積算に基づく見積書を交付した際の元請負人の対応	A3,4資材等価格高騰を考慮した見積書を交付した際の対応（算出根拠が不明または不当に低い）	Q13_7 工期の変更交渉を行った際の発注者の対応について	A3.4 通常必要と認められる期間に比して著しく短いと疑われる工期に変更された（または不承諾）	
Q22_1 元請負人との取引で当初見積書と最終見積書とで、乖離の最も大きい工事について	当初と最終見積において総額の乖離が1割以上あったと具体金額や工事を回答した社			
<工期>				
Q20_1 元請負人が設定する工期は時間外労働時間の上限規制を考慮しているか	A3,4 設定された工期は時間外労働規制を（ほとんど又は全く）考慮されていない			
Q20_2 元請負人が設定する工期は「工期に関する基準」を考慮しているか	A3,4 設定された工期は工期に関する基準を（ほとんど又は全く）考慮されていない			
Q20_3 元請負人が設定する工期は、同種の他の工事と比較し平均的にどの程度の工期を設定しているか	A3,4 設定された工期は他の類似工期と比較して（やや又は著しく）短い			
Q20_4 元請負人の発注する工事の現場閉所数の平均	A5 受注した工事の現場閉所数（4週4閉所以下）			
Q20_5 元請負人の発注する工事の施行に必要な自社職人の週休状況	A5 受注した工事の職人の週休状況（4週4閉所以下）			
Q20_6 自社の技能労働者の平均残業時間	A5～9 自社が雇用する技能者の平均残業時間（40H以上）			